

JGN2plus-PNW (Partnership Network) の手引き



平成 21 年 7 月

(Rev14)

独立行政法人情報通信研究機構

はじめに

JGN2 plus（平成20年4月から平成23年3月まで実施）は独立行政法人情報通信研究機構（以下、「NICT」）が運営する研究開発テストベッドネットワークであり、接続拠点として、全国各地にアクセスポイント（以下、「AP」）を設置しています。

この度、JGN2 plus 利用者のさらなる利便性向上を図るため、JGN2 plus と相互接続を図り、運用等においてご協力頂けるネットワークに対して、『**パートナーシップネットワーク (Partnership Network 以下、「PNW」)**』の仕組みを定めました。この仕組みは、NICTとPNW 運用機関双方の利用促進活動やネットワーク運用に関して協力関係を結び、JGN2 plus 利用希望者のJGN2 plus への接続等、足回り回線の選択肢を広げることを目的としています。

本手引きには、JGN2 plus のPNWに関する運用・手続きについて記載しております。

※本手引きおよび別紙、参考資料に記載の名称、連絡先などに変更が生じる場合は、別途NICTより提示します。

目次

第1章 PNWとは	4
第2章 PNW運用ガイドライン	
2.1 手続き	4
2.1.1 覚書の締結	
2.1.2 必要書類の提出	
2.1.3 連絡先	
2.2 運用ポリシー	6
2.3 回線の引き込み及び機器の設定について	6
2.4 NICTとの連携	7
2.5 PNW利用者に対する業務	8
2.6 その他	9
別紙1 JGN2plus及びJGN2plus-Partnership Networkに関する覚書(例)	
別紙2 JGN2plus-PNW (Partnership Network) 運用機関調書	
別紙3 JGN2plus-PNW (Partnership Network) 障害・計画作業情報	
(参考資料) JGN2plus利用の手引	

第1章 PNWとは

PNWとは、JGN2plusに接続されているネットワークのうち、当該ネットワーク運用機関以外のJGN2plus利用者に対してもJGN2plusの接続環境を提供することができ、そのネットワーク運用等に関してNICTと覚書を締結したネットワークをいいます。対象としては、営利を目的としないネットワーク等があります。(例：県が運用する地域情報ネットワーク等)

NICTでは、PNWについて、JGN2plusのホームページ等で公開し、JGN2plus利用者に広く周知いたします。

PNWとなったネットワークを運用する機関は、JGN2plusのPNWであることを公表することが可能であり、JGN2plus-PNWロゴ(図2)を使用して頂けます。

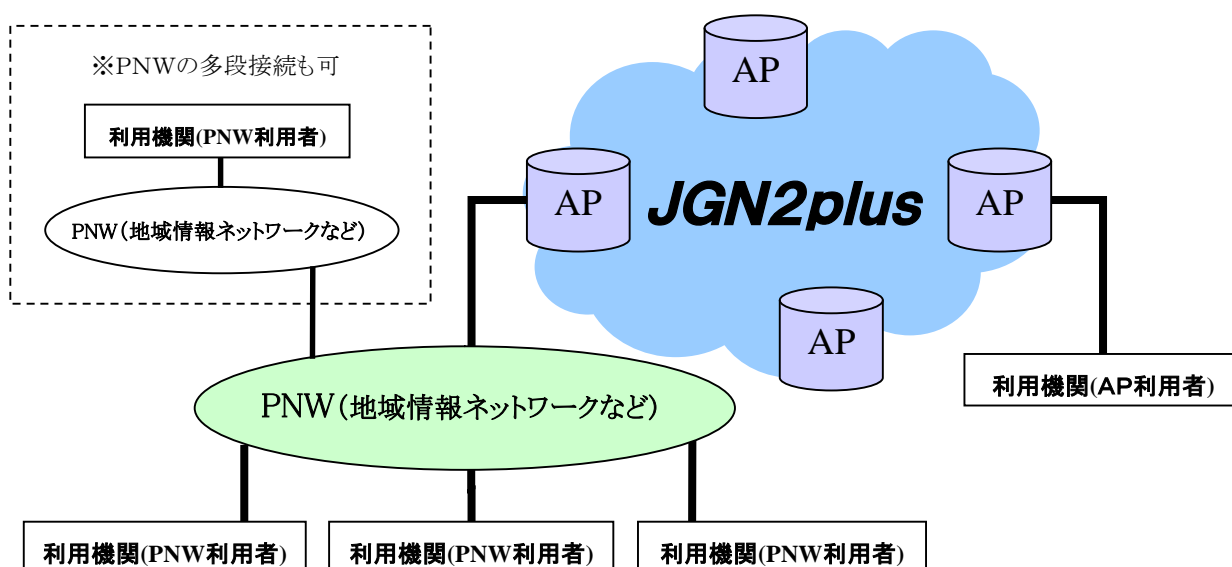


図1. 概要図



図2. PNWロゴ

第2章 PNW運用ガイドライン

2.1 手続き

PNWの運用を開始するにあたっては下記の手続きが必要になります。

2. 1. 1 覚書の締結

PNWの運用にあたっては、NICTとPNW運用機関になっていただく機関との間で、覚書(別紙1)の締結が必要となります。PNWとなるネットワークは営利を目的としないネットワークを対照としており、営利を目的とする商用ネットワークは対象外となります。尚、PNW運用機関自体がJGN2 plusの利用者である必要はありません。

但し、年度毎にJGN2 plusの全体構成を利用実績などにより相対的に見直すこととしていきますので、これに合わせてPNWの継続についても見直します。

2. 1. 2 必要書類の提出

①PNW運用機関になることを希望する機関は統括する運用責任者を定め、PNWに関する必要事項をまとめた「JGN2 plus - PNW運用機関調書」(別紙2)をNICTに提出してください。

②PNWに関する覚書については、NICT、PNW運用機関双方が同意の捺印を行い、それぞれの機関で保存します。

全ての手続きが完了した時点でPNWとしての運用開始となります。

「JGN2 plus - PNW運用機関調書」は次のような項目から構成されます。

機関情報	機関名、代表者名 連絡窓口 など
運用情報	設備情報 提供可能なサービス情報 など
障害・計画作業情報の連携	受け渡す情報と取り扱い方、など

その他、必要な資料の提出をしていただくことがあります。

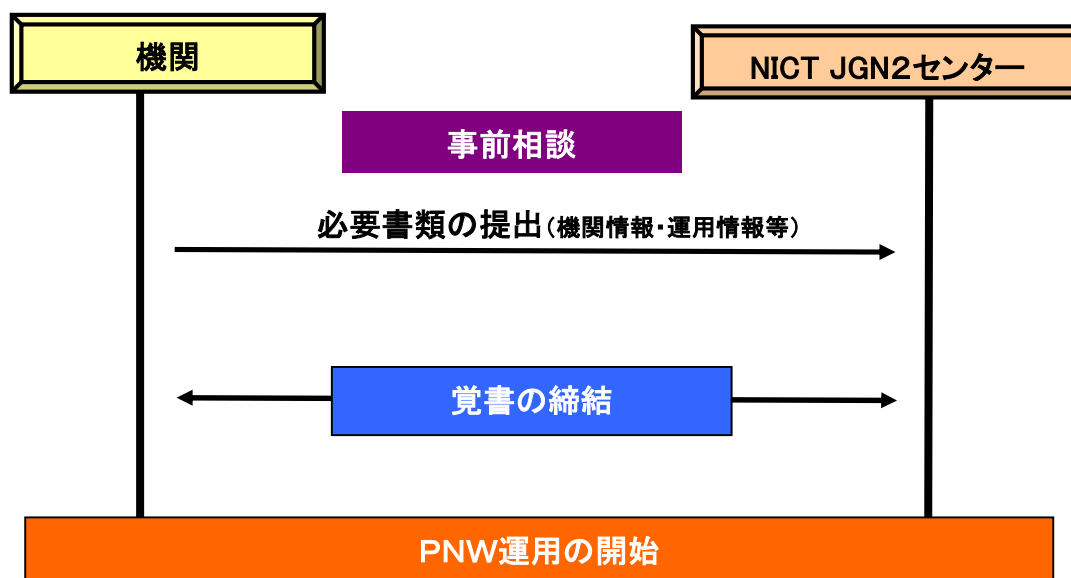


図3. 手続きフロー

2. 1. 3 連絡先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-8-1 KDDI 大手町ビル 2 1 階
独立行政法人情報通信研究機構 連携研究部門
テストベッド企画戦略グループ JGN2 plus センター
TEL : 03-3272-3069 FAX : 03-3272-3062 E-Mail : jgn2center@jgn2plus.jp

2. 2 運用ポリシー

PNWの運用ポリシーは、PNW運用機関が独自に設定するものとし、JGN2 plus のアクセスポイント（以下、「JGN2 plus -AP」）との接続及びPNWの設備・運用に関する費用については、原則PNW運用機関が準備するものとします。また、PNWの運用に関わる内容については、原則としてNICTが要求するもの（下記2. 3～2. 5）以外は、PNWとなるネットワーク（県が運用する地域情報ネットワーク等）の運用規約に従うものとします。ただし、PNWを利用してJGN2 plus を利用する者（以下、「PNW利用者」）に影響のある変更を実施する際には、事前にNICTと協議することとします。この種の変更には、JGN2 plus -APと接続する回線の変更、サービスの一時停止、サービスの長期停止、帯域制限等を含みます。なお、本手引きに定めのない事項については、双方協議の上決定するものとします。

また、PNWの運用に当たっては、NICT、及びJGN2 plus の回線設備及びアクセスポイントを運用管理するJGN2 plus NOC (Network Operation Center) と、PNW運用機関が連携を図り、必要に応じて協議するなど、円滑な運用に努めるものとします。

※PNW運用機関は、PNW利用者に対して、機器の減価償却費、機器の運用に必要な電気料金、機器の保守、管理に必要な費用、機器設置場所の賃借料などの名目で課金する場合、電気通信事業者として届け出が必要となる可能性があります。

JGN2 plus NOC連絡先

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-8-1 KDDI 大手町ビル 2 1 階
Tel : 03-3272-3063 Fax : 03-5200-2118 E-Mail : noc@jgn2plus.jp

2. 3 回線の引き込み及び機器の設定について

※これらの作業は、2. 4 (2) に示す「PNW利用希望者の受け入れ判断」後になります。

(1) 回線の引き込み

PNWを介してJGN2 plus の利用を希望する者（以下、「PNW利用希望者」）が回線の引き込みを要請した場合、当該希望者と調整の上、回線の引き込み・設備機器への接続等の対応をお願いします。

(2) 機器の設定

機器の設定にあたっては、必要に応じてPNW運用機関がJGN2 plus NOCと連携の下、実施するものとします。PNWとJGN2 plus の運用ポリシーの違いなどにより、VLA

N-I Dの調整や機器の設定変更などが生じる場合があります。

2. 4 N I C Tとの連携

(1) 利用促進に関する相互協力

N I C TとPNW運用機関は、双方のネットワーク利用に関する促進活動において協力するものとしします。

(2) PNW利用希望者の受け入れ判断

PNW利用希望の有無はJ G N 2 p l u sの利用申請がN I C Tに提出された際にN I C Tが確認し、該当するPNW運用機関に対して連絡いたします。PNW利用希望者の受け入れの可否はPNWとなるネットワーク（県が運用する地域情報ネットワーク等）の運用規約に従ってPNW運用機関が判断した上で、N I C Tに連絡をしてください。

※PNW利用希望者は、J G N 2 p l u sを利用するにあたり、別途N I C Tと「共同研究契約」（参考資料「J G N 2 p l u s利用の手引（仮）」を参照）を結ぶ必要があります。

(3) PNW利用者からの問い合わせ対応

PNW利用者からの問い合わせに関する一次窓口はN I C T（J G N 2センター）が行い、必要に応じPNW運用機関の協力を求めますので、できる限り速やかな対応をお願いします。

(4) 稼動状況の監視

J G N 2 p l u sのネットワークやAPの監視はJ G N 2 p l u s N O Cが行いますが、APまでの接続回線、およびPNWにおいて運用するネットワークやルーター・スイッチ等のハードウェア等の監視はPNW運用機関が担当するものとしします。

(5) 運用機関調書の記載内容変更時の連絡

「J G N 2 p l u s - P N W運用機関調書」（別紙2）の記載内容に変更が生じた場合は、変更内容を速やかにN I C Tに連絡して下さい。

(6) 障害・計画作業情報の連絡と対応

J G N 2 p l u sとPNW双方のネットワーク運用、もしくはPNW利用者に支障が生じる場合は以下としします。また、相互に連絡する情報の範囲と内容は原則「J G N 2 p l u s - P N W障害・計画作業情報」（別紙3）の記載内容とししますが、具体的には双方の協議により決定します。

これらの情報は全てJ G N 2 p l u s ホームページに掲載致します。

① 障害（突発的に発生した場合）

J G N 2 p l u s N O CとPNW運用機関は互いに連絡を取り合い、協力して対策を講じるものとしします。また必要に応じてPNW利用者への情報提供を行います。

② 計画作業（定期点検、計画停電などの場合）

J G N 2 p l u s N O CとPNW運用機関は、互いに可能な範囲で事前に連絡を取り合い、支

障が生じるPNW利用者に対して情報提供を行います。

※JGN2plusの運用においては、計画作業の4週間前に利用者への情報提供を行うことを心掛けています。

2.5 PNW利用者に対する業務

(1) 共同研究契約締結の確認

PNW運用機関は、PNW利用希望者に対しJGN2plusの利用を許可する際に、同利用希望者がNICTと「共同研究契約」を締結していることを確認して下さい。

(2) 運用機関情報の提供

PNW運用機関は、以下の事項について、PNW利用者に対し情報提供して下さい。

① 「JGN2plus-PNW運用機関調書」(別紙2)に記載の機関情報や運用情報などのPNW利用者が必要な事項。

「JGN2plus-PNW運用機関調書」(別紙2)中の(※)印の項目については、JGN2plusホームページにも掲載致します。

② その他PNWの運用に関する事項

これらの情報は希望によりJGN2plusホームページにも掲載致します。

(3) 上記2.4(6)に示す障害・計画作業情報の提供

(4) その他の情報提供

JGN2plusでは、研究活動支援のため、ウェブ、メール等により、トラフィック情報等を利用者に提供しています。PNWにおけるこれらの情報も可能な範囲でPNW利用者に提供して下さい。また、これらの情報は希望によりJGN2plusホームページにも掲載致します。

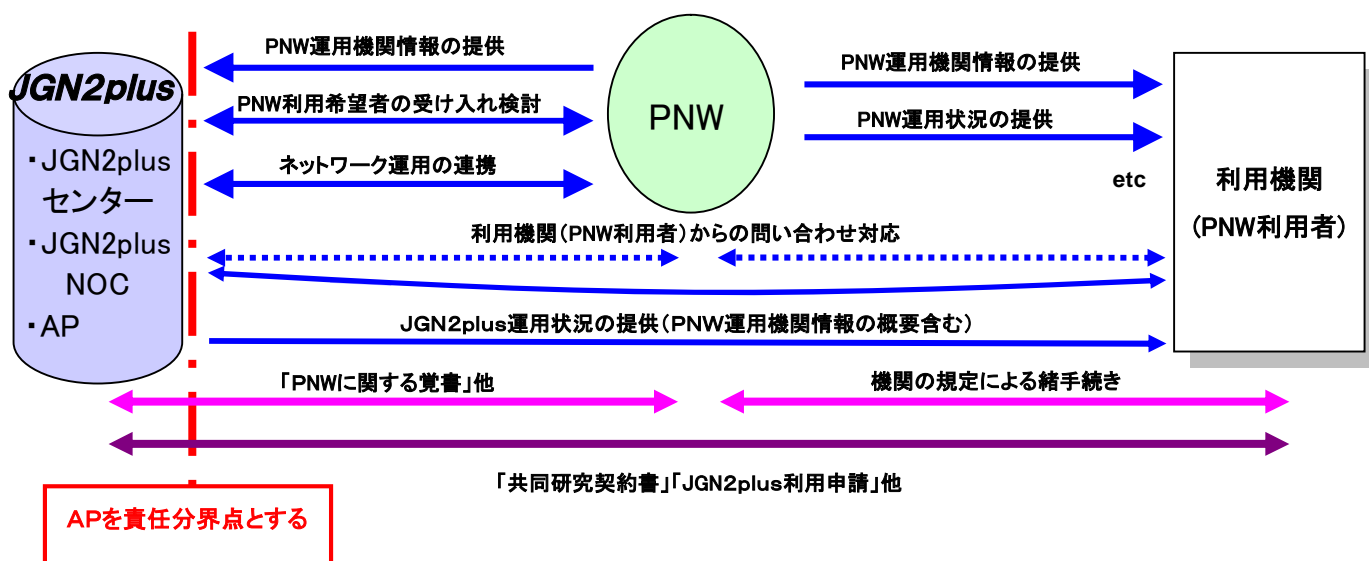


図4. JGN2plus と PNW と利用機関の役割

2. 6 その他

JGN2 plus の運用ポリシーについては「JGN2 plus 利用の手引」(参考資料)をご参照下さい。

以上